

おしらせ

献血にご協力を

献血には、佐賀県内において年間3万人を超える人の協力が必要といわれています。特に夏場は、輸血用の献血が不足します。

献血へのご協力をお願いします。



草などはよく乾かし、煙がなるべく出ないようにします。また、煙や飛灰等で苦情がないよう周辺に声をかけるなど配慮しています。ただくようお願いします。

【問】まちづくり部環境課
(23)9130

◎日時 7月5日(月)
9時～11時30分

◇場所 北方支所玄関ロビー
【問】北方支所 くらし課
(36)6020

「ごみの野焼き禁止」

「近所でごみを燃やしているため、煙で窓が開けられない」「洗濯物が干せない」など、野外焼却に関する苦情が多く寄せられています。家庭や会社のごみは、法律で焼却が禁止されています。農業のための焼却などは、野外焼却が認められているものもありますが、その際は、



【問】佐賀地方法務局武雄支局
(22)2435

◇相談内容 土地・建物の登記、戸籍の届出、供託、離婚・遺言・成年後見、人権問題等

◇日時 7月29日(木)
17時30分～20時

◇場所 佐賀地方法務局武雄支局

社会を明るくする運動にご協力を

7月は「社会を明るくする運動」の強化月間です。

犯罪や非行は、地域社会で起ころるものであり、犯罪や非行をした人も、いずれ地域社会に戻ってきます。その方たちを差別や偏見にとらわれることなく、一人の地域住民として受け入れ、その立ち直りを支援することが、一見遠回りのようですが、安全・安心な地域社会の実現につながります。「社会を明るくする運動」は安全・安心な国づくり、地域づくりのための重要な活動です。



【問】まちづくり部環境課
(23)9130

～一人で悩まないで ご相談ください～ 武雄市女性総合相談

ここ、からだ、家族、DV、生き方の悩みなど女性相談員がお話しをうかがいます。相談の秘密はお守りします。お気軽にお電話ください。

◆日時 毎週月・木曜日／9:00～16:00
(※第3月曜・祝日を除く)

専用ダイヤル

【問】佐賀保護観察所企画調整課
(090)522(24)4201

空き地は早めに草刈りを

[有料広告]

☆STB機器代 26,250円～
☆STB取付工事費 5,000円/台
☆STB月額料金料 (BS/CS) 945円/1合目
〃 2合目～ 1,500円/台

STBの資料請求やお問い合わせ
TEL (0954)20-2580

株式会社 テレビ九州
福岡市博多区下野町甲1-21
www.ktknet.ne.jp

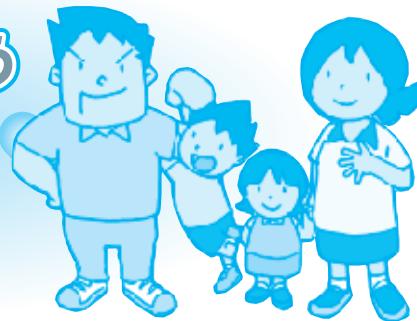
高校野球佐賀県予選が見れます！
開会式や初戦から準々決勝まで！
STB 15ch、19chで放送！

放送予定日 7月10日～
STBをつけて高校球児を応援しよう♪

注意！ ※雨天等で予告なく放送日が変更となる場合があります

がん検診を受けましょう

子宮頸がん、乳がん検診は2年に1回の受診となります。後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人、生活保護世帯、市民税非課税世帯の人は無料で受診できます。(要事前申請)



■対象者・料金

肺がん	40歳以上	200円	※痰の検査500円増
胃がん	40歳以上	900円	※定員は1日70名
子宮頸がん	20歳以上の女性	600円	
乳がん	40歳以上の女性	1000円	※定員は1日55名
大腸がん	40歳以上	500円	
前立腺がん	50歳以上の男性	600円	

■申込について

全ての検診について事前申込が必要です。健康課までお申ください。

7/16(金)の検診→申込受付中

8/20(金)の検診→7/20(火)から申込を受付けます。

胃がん検診は、1日定員70名までとなります。

乳がん検診は、1日定員55名までとなります。

■検診日・場所

7月16日(金)・北方保健センター

8月20日(金)・山内保健センター

■受付時間 8時30分~10時30分

女性特有のがん検診事業

無料クーポン券をお持ちの方へ

早めのご利用をお願いします。

クーポン券対象の人は、昨年受診されていてもご利用いただけます。

■対象者

平成22年4月1日現在で次の年齢の人

◇子宮頸がん検診 20・25・30・35・40歳の女性

◇乳がん検診 40・45・50・55・60歳の女性

※対象者へは、6月上旬に郵送しています。

くらし部 健康課 ☎ (23)9135

問 まちづくり部 環境課
(23)9130

道路沿いに空き缶、びん、ペットボトル等が捨てられていたり、山間部にテレビや冷蔵庫、自転車などが投棄されていることがあります。私たちの住むまちは、私たちの手で不法投棄のないまちにしましょう。

不法投棄のないまちに

これらをご持参いただき金融機関窓口または水道課窓口で手続きができます。または領収書・印鑑(通帳届出印)・水道使用量のお知らせ、

△申込みに必要なもの
・預貯金通帳
・印鑑(通帳届出印)
・水道使用量のお知らせ、
・印鑑(通帳届出印)
・印鑑(通帳届出印)
・印鑑(通帳届出印)

水道料のお支払いは便利で確実な口座振替

【有料広告】



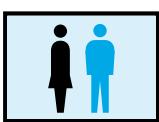
破産



相続遺言



債務整理



離婚

上記以外のご相談もOK! 法律相談のお問い合わせは

TEL.0954-20-1455 受付時間
AM9:00~PM5:30

ホームページ www.kuwahara-law.com



桑原法律事務所
KUWAHARA LAW OFFICE

- 佐賀県弁護士会 弁護士 桑原貴洋
- 佐賀県弁護士会 弁護士 杉山林太郎

〒843-0022 武雄市武雄町

大字武雄 7179番地1

佐賀地方裁判所(武雄の裁判所)正面

